二　２枚のパイゴウタイルの組合せの強さの順位は、次に掲げる順序とする。

イ　１の二の表⑳の項及び㉑の項に掲げるパイゴウタイルの組合せ

ロ　１の二の表⑴の項に掲げるパイゴウタイル２枚の組合せ

ハ　１の二の表⑵の項に掲げるパイゴウタイル２枚の組合せ

ニ　１の二の表⑶の項に掲げるパイゴウタイル２枚の組合せ

ホ　１の二の表⑷の項に掲げるパイゴウタイル２枚の組合せ

ヘ　１の二の表⑸の項に掲げるパイゴウタイル２枚の組合せ

ト　１の二の表⑹の項に掲げるパイゴウタイル２枚の組合せ

チ　１の二の表⑺の項に掲げるパイゴウタイル２枚の組合せ

リ　１の二の表⑻の項に掲げるパイゴウタイル２枚の組合せ

ヌ　１の二の表⑼の項に掲げるパイゴウタイル２枚の組合せ

ル　１の二の表⑽の項に掲げるパイゴウタイル２枚の組合せ

ヲ　１の二の表⑾の項に掲げるパイゴウタイル２枚の組合せ

ワ　１の二の表⑿の項及び⒀の項に掲げるパイゴウタイルの組合せ

カ　１の二の表⒁の項及び⒂の項に掲げるパイゴウタイルの組合せ

ヨ　１の二の表⒃の項及び⒄の項に掲げるパイゴウタイルの組合せ

タ　１の二の表⒅の項及び⒆の項に掲げるパイゴウタイルの組合せ

レ　１の二の表⑴の項に掲げるパイゴウタイル及び同表⑿の項又は⒀の項に掲げるパイゴウタイルの組合せ

ソ　１の二の表⑵の項に掲げるパイゴウタイル及び同表⑿の項又は⒀の項に掲げるパイゴウタイルの組合せ

ツ　１の二の表⑴の項に掲げるパイゴウタイル及び同表⑶の項、⒁の項又は⒂の項に掲げるパイゴウタイルの組合せ

ネ　１の二の表⑵の項に掲げるパイゴウタイル及び同表⑶の項、⒁の項又は⒂の項に掲げるパイゴウタイルの組合せ

ナ　１の二の表⑴の項に掲げるパイゴウタイル及び同表⑽の項、⒃の項又は⒄の項に掲げるパイゴウタイルの組合せ

ラ　１の二の表⑵の項に掲げるパイゴウタイル及び同表⑽の項、⒃の項又は⒄の項に掲げるパイゴウタイルの組合せ

ム　イからラまでのいずれにも当てはまらない組合せ

三　二のムに掲げる組合せにあっては、合計点数（それぞれのパイゴウタイルの点数（パイゴウタイルの点の個数をいう。ただし、１の二の表⑳の項及び㉑の項に掲げるパイゴウタイルの点数は、３点又は６点とする。以下この第九において同じ。）の合計をいう。ただし、２枚のパイゴウタイルの点数の合計が10点以上20点未満となる場合にあっては、当該点数の合計から10点を減じた数とし、20点以上となる場合にあっては、当該点数の合計から20点を減じた数とする。第九の８において同じ。）がより大きい組合せが強いものとする。

7　顧客のハイハンド及びローハンド

顧客は、５の一の規定により自身に配布された４枚のパイゴウタイルを確認し、これらを分割してハイハンド及びローハンドを形成し、それぞれテーブル上に裏面を上面として置く。ただし、顧客から求めがあったときは、ディーラーは、８の規定によりディーラーのハイハンド及びローハンドを形成した後に、当該求めを行った顧客に配布された４枚のパイゴウタイルを８の規定に従って分割し、ハイハンド及びローハンドを形成するものとする。

8　ディーラーのハイハンド及びローハンド

全ての顧客（７のただし書の求めを行った顧客を除く。）が７に規定する行為を行った後、ディーラーは、自身に配布された４枚のパイゴウタイルを表向きにし、これらを次に定めるところにより分割してハイハンド及びローハンドを形成し、それぞれテーブル上に置く。

一　６二のイからタまでに掲げる組合せが形成できる場合は、これをハイハンド又はローハンドとする。

二　一の規定にかかわらず、６二のイに掲げる組合せを構成する２枚のパイゴウタイルがある場合であって、当該２枚のパイゴウタイル以外のパイゴウタイルの点数が６点及び４点から６点までのいずれかである組合せ（同二のト及びヲに掲げる組合せを除く。）である場合には、当該２枚のパイゴウタイルをそれぞれハイハンドとローハンドに分割するものとする。

三　一の規定にかかわらず、６二のロ又はハに掲げる組合せを構成する２枚のパイゴウタイルがある場合であって、当該２枚のパイゴウタイル以外のパイゴウタイルの点数の組合せが次に掲げるものである場合には、当該２枚のパイゴウタイルをそれぞれハイハンドとローハンドに分割するものとする。

イ　９点及び４点から８点までのいずれか又は11点である組合せ

ロ　８点及び４点から８点までのいずれかである組合せ（６二のニ及びカに掲げる組合せを除く。）

ハ　７点及び４点から７点までのいずれかである組合せ（６二のル及びヨに掲げる組合せを除く。）

ニ　６点及び４点から６点までのいずれかである組合せ（１の二の表⑳の項又は㉑の項に掲げるパイゴウタイル及び同表⑷の項、⑹の項、⑺の項、⑾の項、⒅の項又は⒆の項に掲げるパイゴウタイルの組合せ並びに６二のイ、ト及びヲに掲げる組合せを除く。）

四　一の規定にかかわらず、６二のワに掲げる組合せを構成する２枚のパイゴウタイルがある場合であって、当該２枚のパイゴウタイル以外のパイゴウタイルの点数がいずれも２点、10点又は12点である組合せ（同二のロ、ハ、ヘ及びヌに掲げる組合せを除く。）である場合には、当該２枚のパイゴウタイルをそれぞれハイハンドとローハンドに分割するものとする。

五　一の規定にかかわらず、６二のニ又はカに掲げる組合せを構成するパイゴウタイルがある場合であって、当該２枚のパイゴウタイル以外のパイゴウタイルの点数が四に定める組合せ又は11点及び２点、９点、10点若しくは12点である組合せである場合には、当該２枚のパイゴウタイルをそれぞれハイハンドとローハンドに分割するものとする。

六　一の規定にかかわらず、６二のル又はヨに掲げる組合せを構成する２枚のパイゴウタイルがある場合であって、当該２枚のパイゴウタイル以外のパイゴウタイルの点数が２点及び12点、又は２点若しくは12点及び10点若しくは11点である組合せである場合には、当該２枚のパイゴウタイルをそれぞれハイハンドとローハンドに分割するものとする。

七　６二のイからタまでに掲げる組合せが形成できない場合であって、同二のレからラまでに掲げる組合せが形成できるときは、当該組合せをハイハンドとする。ただし、２とおり以上の組合せが形成できる場合にあっては、同二のレからラまでに掲げる組合せのうちより弱いものをハイハンドとする。ただし、当該組合せを形成した場合におけるローハンドの合計点数が３点（１の二の表⑴の項から⑹の項までに掲げるパイゴウタイルを含まない場合に限る。）又は２点以下である場合は、同二のレからラまでに掲げる組合せのうちより強い組合せをハイハンドとする。

八　６二のイからラまでに掲げる組合せができないときは、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定めるところによりハイハンドとローハンドに分割するものとする。

イ　ローハンドの合計点数を３点（１の二の表⑴の項から⑹の項までに掲げるパイゴウタイルを含む場合に限る。）又は４点以上とすることができる組合せがある場合　配布された４枚のパイゴウタイルから形成し得る２枚ずつの２組の全ての組合せにおけるローハンドのうち、その合計点数が最大となるものをローハンドとする。